

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	瀬戸内海環境保全特別措置法第11条に基づく違反に対する措置命令	
根 拠 法 令	瀬戸内海環境保全特別措置法	
根 拠 条 項	第11条	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	基 準	<p>1 処分の要件 法第5条第1項の規定に違反して特定施設を設置したとき、又は法第8条第1項の規定に違反して同項に規定する事項を変更したとき。</p> <p>2 処分の内容 当該特定施設の設置者に対し、当該特定施設の除去、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>
	参 考 事 項	(罰則) 法第24条、第26条 徳島県事務処理の特例に関する条例により、市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)